

市立病院感染対策室要領

(平成 24 年 3 月 26 日 病院事業管理者決裁)

(設置)

第 1 条 この要領は、仙台市市立病院事務分掌規程（平成元年仙台市病院規程第1号）第6条及び市立病院医療安全管理課要綱（平成15年7月22日 病院事業管理者決裁）第6条に基づき、医療安全管理課感染対策室（以下「感染対策室」という。）の組織の運営及び事務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 感染対策室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 院内の医療関連感染の実態把握（インфекションコントロールチーム（以下 ICT という。）および抗菌薬適正使用支援チーム（以下 AST という。）における各種ラウンド、医療関連感染サーベイランス）に関する事
- (2) 職員等（当院で業務を行う職員以外の者を含む。以下同じ。）の感染対策の推進、指導、助言に関する事
- (3) 医療関連感染を含む感染症の制御、診断及び治療に関する助言を行う事
- (4) 医療関連感染に係る情報提供に関する事
- (5) 医療関連感染の情報管理に関する事
- (6) 感染制御に係る施設管理に関する事
- (7) 職業感染防止に関する事
- (8) 感染防止のための教育と啓発に関する事
- (9) 医療関連感染対策マニュアルに関する事
- (10) 関係機関との情報交換に関する事
- (11) アウトブレイク発生時の調査と介入に関する事
- (12) 医療関連感染に係る関係委員会および関係部署との連絡調整に関する事
- (13) その他医療関連感染対策に関する事

2 感染対策室は前項各号に掲げる業務を行うため、他の部及び課（科、室を含む。）と連携し又は、これらに必要な協力を求めるものとする。

(役割)

第 3 条 感染対策室職員は、次に掲げる職種に応じ、当該職種ごとに定められた職務を行う。

(1) 医師

- ① ICT および AST 内における事務の総括
- ② 感染症全般に関するコンサルテーション、感染対策における指導・介入事項等の決定

③ 前条第1項に定める業務内容に基づく活動計画，実施状況の把握及びこれら活動の効果的な実施に関する指導，助言，協力要請等

(2) 看護師

① 具体的な対策の推進，職員等からの相談及び院内の問題に対する組織横断的な対応

② ICT・ASTメンバーと協働して行う次の事務

ア 感染症発生時(疑いも含む)ケースへの対応
感染症の確認，感染経路の特定，疫学的調査

イ ターゲットサーベイランス

ウ 現場モニタリングと指導

エ 感染管理相談対応

オ 事務部門と協働した他部署との連絡・調整

(3) 臨床検査技師

分離菌及び感染症に係る各種データの管理，フィードバック及び検査データの確認並びに検体採取等に関する指導・支援に関する次の事務

ア 一般細菌検査，抗酸菌検査，抗菌薬感受性検査及び薬剤耐性判定，報告書の作成，迅速検査，各種データ管理，培地保存等

イ 分離菌及び薬剤耐性菌サーベイランスに関する週報・月報等統計データの作成

ウ 迅速な対応を要する病原体検出時やアウトブレイクを疑う場合の情報提供

エ 担当医師に対する細菌検査緊急報告

オ 検体採取保存等に関する情報提供や職員等への指導，専門領域の相談に応じる

カ 委員会その他会議資料の作成

(4) 薬剤師

抗菌薬や消毒薬などに関する情報提供，適正使用に係る指導・支援業務に関する次の事務

ア 抗菌薬の使用状況，使用量の把握

イ 特定抗菌薬の届出の管理，使用患者のモニタリング及びこれらの業務を行うための医師との連携並びに特定抗菌薬を一定期間以上使用している場合の医師へ報告

ウ 医師及び前項の臨床検査技師と連携して行う適正かつ効果的な抗菌薬の使用方法に関する個別又は包括的な支援及びアドバイス

エ 抗菌薬や消毒薬などに関するコンサルテーション

オ 委員会その他会議資料の作成

(5) 事務職員

感染対策室及びICT・ASTの庶務

ア ICT・ASTミーティング開催時の連絡議事録等の記載保存

イ 各部門との連絡調整

ウ 各種データベースの管理

エ 委員会その他会議資料の作成

(権限)

第4条 感染対策室は、次の号に掲げる権限を有する。

- (1) 感染管理業務に関連して、患者データの閲覧をすること
- (2) 職位、職種を問わず感染症診療および感染対策の改善、指導を行うこと

(委任)

第5条 この要領で定めるもののほか感染対策室の運営に関し必要な事項は、関係者で協議して定めるものとする。

(附則)

この要領は平成24年4月1日から実施する。

この要領は平成29年10月27日から実施する。